

第4 社会保健省ジェンダー平等ユニット (TASY : Gender Equality Unit)

- 1 訪問日 2018年9月6日
- 2 訪問先担当者 Ms. Katariina KAINU (弁護士)
- 3 訪問先の概要

2001年に設立。ジェンダー平等について省庁間の協力を推進し、国家レベルでのジェンダー平等政策を整備する。

また、国連、EU、北欧諸国、欧州評議会関係と連携し、国際的な取り組みも行っている。

4 聴取事項

(1) フィンランドにおける男女平等

女性の教育レベルは高く、労働参加率も高い(女性68.5%、男性70%)。

産休育休も充実し、仕事をしていない親子も保育園を利用できるなど、高レベルの福祉サービスが充実している。但し、教育の分野及び労働市場が、ジェンダーにより分離されており、男女賃金格差は16%もある。また、育休を取得しているのはほとんど女性である(育休手当の取得者の90%は女性)。女性に対する暴力が他のヨーロッパ諸国よりも多いという統計がある。政治分野の男女平等は進んでおり、国会議員の42%が女性、大臣の35%が女性である。女性の政治参加割合が高い理由としては、政党の目標に男女平等が掲げられていること、政党内部の女性組織や、政党を超えた協力グループがあること、クオータ制の存在等が考えられる。

(2) 法制度

平等法(1987年)(差別の禁止、男女平等を促進)

差別禁止法(2004年/2015年)(年齢、出自、国籍、言語、宗教、信条、意見、健康状態、障がい、性的指向などに基づいた差別を禁止)

政府委員会、諮問委員会、各種作業部会にもクオータ制の適用がある(どちらの性別も最低4割必要)。

フィンランドのジェンダー政策は、伝統的には労働生活における女性の地位向上にフォーカスして取り組んでいたが、1990年代以降、女性に対する暴力の撲滅、ジェンダー主流化、男性とジェンダー平等などにも対象範囲が広がった。最近では、移民、障害者、トランスジェンダー、ジェンダー多様性などの交差性(intersectionality)やマイノリティが置かれた状況に関する取組みに重点が置かれている。

(3) 国際的枠組みからのフィンランドのジェンダー平等政策への影響

フィンランドのジェンダー平等政策は、EUのジェンダー関係施策や、欧州評議会のイスタンブール条約(女性に対する暴力や家庭内暴力の防止と撲滅に関する欧州評議会条約)等の影響を受けてきた。

イスタンブール条約を実施するため、政府がアクションプラン(ジェンダー平等行動計画)を策定する。アクションプランは省庁を超えて横断的にジェンダー平等に取り組むためのツールとなっている。

現在のアクションプラン(2016年-2019年)の主な目標として、労働市場におけるジェンダー平等の促進、仕事と家庭及び育児の両立支援、教育とスポーツにおけるジェンダー平等、パートナー間の暴力や女性に対する暴力の削減、男性の福祉と健康状

態の改善、社会的意思決定によるジェンダー平等の促進、が掲げられている。

5 訪問を終えて

訪問前から、特に政治分野における男女平等が進んでいる印象であったが、KAINU 氏の話聞き、政府をあげてジェンダー平等の実現に取り組んでいることを実感した。その理由としては、EU や他の北欧諸国と連携し、切磋琢磨しつつジェンダー平等を実現しようとしているところにあると感じた。

以上
(奥村 朋子)